

令和5年第1回宮崎市議会（3月定例会）

提出案件一覧

1 件数

議案	74件
報告	8件
合計	82件

2 内訳

(1) 議案（74件）

- ①令和5年度当初予算案（16件） ⇒ 議案第1号～議案第16号
- ②令和4年度補正予算案（16件） ⇒ 議案第17号～議案第32号
- ③資本金の額の減少（1件） ⇒ 議案第33号
- ④財産の処分（1件） ⇒ 議案第34号
- ⑤字の区域の変更（1件） ⇒ 議案第35号
- ⑥市道路線の廃止（1件） ⇒ 議案第36号
- ⑦市道路線の認定（1件） ⇒ 議案第37号
- ⑧公の施設の指定管理者の指定（2件） ⇒ 議案第38号・議案第39号
- ⑨包括外部監査契約の締結（1件） ⇒ 議案第40号
- ⑩宮崎市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定の一部変更（1件） ⇒ 議案第41号
- ⑪条例案（33件） ⇒ 議案第42号～議案第74号

(2) 報告（8件）

- ①専決処分の報告（8件） ⇒ 報告第1号～報告第8号
 - ・ 和解及び損害賠償の額を定めること（8件）

3 議案の概要

議案第1号から議案第16号まで 令和5年度当初予算案（16件）

《一般会計》

議案第1号 令和5年度宮崎市一般会計予算案 【財政課（予算担当課）】

《特別会計》

議案第2号 令和5年度宮崎市公営住宅建設資金特別会計予算案

議案第3号 令和5年度宮崎市国民健康保険特別会計予算案

議案第4号 令和5年度宮崎市後期高齢者医療特別会計予算案

議案第5号 令和5年度宮崎市公園墓地特別会計予算案

議案第6号 令和5年度宮崎市卸売市場特別会計予算案

議案第7号 令和5年度宮崎市母子父子寡婦福祉資金特別会計予算案

議案第8号 令和5年度宮崎市介護保険特別会計予算案

議案第9号 令和5年度宮崎市公設合併処理浄化槽事業特別会計予算案

議案第10号 令和5年度宮崎市宅地造成事業特別会計予算案

議案第11号 令和5年度宮崎市公債管理特別会計予算案

【財政課（予算担当課）】

《企業会計》

議案第12号 令和5年度宮崎市水道事業会計予算案

議案第13号 令和5年度宮崎市工業用水道事業会計予算案

議案第14号 令和5年度宮崎市公共下水道事業会計予算案

議案第15号 令和5年度宮崎市農業集落排水事業会計予算案

【上下水道局 管理部 財務課】

議案第16号 令和5年度宮崎市田野病院事業会計予算案

【保健医療課】

別添「令和5年度当初予算案のポイント」「令和5年度当初予算案の概要」

「令和5年度一般会計予算案の概要【資料編】」のとおり

議案第17号から議案第32号まで 令和4年度補正予算案（16件）

《一般会計》

議案第17号 令和4年度宮崎市一般会計補正予算（第14号）案

【財政課（予算担当課）】

《特別会計》

議案第18号 令和4年度宮崎市公営住宅建設資金特別会計補正予算（第3号）案

議案第19号 令和4年度宮崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案

議案第20号 令和4年度宮崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案

議案第21号 令和4年度宮崎市公園墓地特別会計補正予算（第1号）案

議案第22号 令和4年度宮崎市卸売市場特別会計補正予算（第5号）案

議案第23号 令和4年度宮崎市母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）案

議案第24号 令和4年度宮崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）案

議案第25号 令和4年度宮崎市公設合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）案

議案第26号 令和4年度宮崎市宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）案

議案第27号 令和4年度宮崎市公債管理特別会計補正予算（第1号）案

【財政課（予算担当課）】

《企業会計》

議案第28号 令和4年度宮崎市水道事業会計補正予算（第3号）案

議案第29号 令和4年度宮崎市工業用水道事業会計補正予算（第1号）案

議案第30号 令和4年度宮崎市公共下水道事業会計補正予算（第3号）案

議案第31号 令和4年度宮崎市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）案

【上下水道局 管理部 財務課】

議案第32号 令和4年度宮崎市田野病院事業会計補正予算（第1号）案

【保健医療課】

別添「令和4年度3月補正予算案概要」のとおり

議案第33号 令和4年度宮崎市田野病院事業会計資本金の額の減少について

【保健医療課】

◇資本金の額の減少

令和4年度宮崎市田野病院事業会計資本金のうち930,033,309円を減少させ、その他未処分利益剰余金変動額に振り替える。

議案第34号 財産の処分について

【環境施設課】

◇提案理由

土地の売却について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本案を提出するもの。

◇土地の概要

- 1 土地の所在地 宮崎市高岡町上倉永字八久保1102番159ほか2筆
(柞木橋環境衛生センター跡地)
- 2 土地の種別 宅地ほか
- 3 土地の面積 21,252.01㎡

◇売却の方法 随意契約

◇売却の価格 24,984,600円

◇売却の相手方 井上 光明

◇提案理由

土地改良事業の施行に伴い、字の区域を変更するため、地方自治法第260条第1項の規定により、本案を提出するもの。

◇変更内容

令和4年12月1日換地計画決定に係る土地改良事業（県営経営体育成基盤整備事業村内地区）の施行の結果、次のとおり字の区域を変更する。

	変更後	現行
1	宮崎市田野町字村内	宮崎市田野町字芝原甲10280番の一部ほか
2	宮崎市田野町字芝原	宮崎市田野町字村内甲8476番の一部ほか
3	宮崎市田野町字谷口	宮崎市田野町字村内甲9753番1の一部ほか

◇施行日

土地改良事業（県営経営体育成基盤整備事業村内地区）の換地処分の公告のあった日の翌日

◇提案理由

当該路線を廃止することについて、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、本案を提出するもの。

◇廃止路線合計

(1) 事業関係		
区画整理事業に伴う廃止ほか	18路線	3,352.9m
(2) 地元申請関係	1路線	55.3m
計	19路線	3,408.2m

◇提案理由

一般の交通の用に供するため、当該路線を市道に認定することについて、道路法第8条第2項の規定により、本案を提出するもの。

◇認定路線合計

(1) 事業関係		
鴨ノ口3号橋の廃止に伴う再認定ほか	3路線	382.7m
(2) 開発行為関係	5路線	380.1m
(3) 地元申請関係	4路線	267.0m
計	12路線	1,029.8m

議案第38号及び議案第39号 公の施設の指定管理者の指定（2件）

本市が設置する公の施設に係る指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出するもの。

議案第38号 宮崎市青島パークゴルフ場の指定管理者の指定について

【スポーツランド推進課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）		
施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮崎市青島パークゴルフ場	一般財団法人みやざき公園協会	令和5年4月1日から 令和8年3月31日まで

議案第39号 宮崎市津倉市民農園の指定管理者の指定について

【佐土原総合支所 農林建設課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）		
施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮崎市津倉市民農園	津倉地区自治会	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで

議案第40号 包括外部監査契約の締結について

【監査事務局】

◇提案理由	
包括外部監査契約の締結について、地方自治法第252条の36第1項の規定により、本案を提出するもの。	
◇契約の概要	
（1）契約の目的	当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
（2）契約の始期	令和5年4月3日
（3）契約の金額	10,461,000円を上限とする額
（4）費用の支払方法	監査の結果に関する報告書提出後に一括払い
（5）契約の相手方	弁護士

◇提案理由

地方公共団体の特定の仕事の郵便局における取扱いに関する法律第3条第5項後段において準用する同条第3項の規定により宮崎市の特定の仕事を取り扱う郵便局の指定の一部を変更するため、本案を提出するもの。

◇変更事項

- 3 仕事を取り扱う期間 「令和5年3月31日」を
「令和6年3月31日」に変更する。

◇変更理由

指定する郵便局において、仕事を取り扱う期間を変更（延長）するもの。

※（参考）議決内容

当初指定議案：特定の仕事を取り扱う郵便局の指定（令和4年9月定例会 議案第104号）

- 1 指定する郵便局の名称及び所在地
宮崎中央郵便局
宮崎市高千穂通1丁目1番34号
- 2 指定する郵便局において取り扱う仕事
(1) 地方公共団体の特定の仕事の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する署名用電子証明書の発行の申請の受付、署名利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る署名用電子証明書を記録した電磁的記録媒体の引渡し並びに署名用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び署名利用者確認のための書類の受付に関する仕事
(2) 法第2条第7号に規定する利用者証明用電子証明書の発行の申請の受付、利用者証明利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る利用者証明用電子証明書を記録した電磁的記録媒体の引渡し並びに利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び利用者証明利用者確認のための書類の受付に関する仕事
- 3 仕事を取り扱う期間
令和4年12月1日から令和5年3月31日まで

議案第42号から議案第74号まで 条例案（33件）

議案第42号 宮崎市事務分掌条例の一部改正について

【人事課】

◇提案理由

機構の見直しに伴い、所要の改正を行うため。

◇主な改正内容

1 部の名称変更（第1条）

「企画財政部」の名称を「総合政策部」とし、「税務部」の名称を「財政部」とする。

2 分掌事務の移管（第2条）

(1) 総合政策部

「財政に関する事項」を財政部へ移管する。

(2) 観光商工部

「中心市街地の活性化に関する事項」を都市整備部へ移管する。

◇施行期日

令和5年4月1日

議案第43号 宮崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について

【情報政策課】

◇提案理由

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の趣旨を踏まえ、行政手続等を情報通信技術を利用する方法により行うことについて、必要な事項を定めるため。

◇主な内容

1 題名の改正

題名を「宮崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」に改める。

2 電子情報処理組織による申請等における手数料（第3条第5項）

条例等で手数料の納付の方法が規定されている申請等を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、電子決済により手数料の納付を行うことができる。

3 添付書面等の省略（第8条）

住民票の写し、登記事項証明書等を条例等で申請等に際し添付することが規定されているものについては、電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用等により確認すべき事項を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

◇施行期日

令和5年4月1日（経過措置の規定あり）

議案第44号 宮崎市交流センター条例の一部改正について

【地域コミュニティ課】

◇提案理由

交流センターの多目的ホールの使用料について、新たな算定区分を設けるため。

◇主な内容

交流センターの多目的ホールの使用料について、使用面積が床面積の2分の1を超え3分の2以下のとき、使用料の額の3分の2の額とする規定を加える。（別表）

◇施行期日

令和5年4月1日（経過措置の規定あり）

議案第45号 宮崎市高岡交流プラザ条例の一部改正について

【高岡総合支所 地域市民福祉課】

◇提案理由

高岡交流プラザの多目的ホールの使用料について、新たな算定区分を設けるため。

◇主な内容

高岡交流プラザの多目的ホールの使用料について、使用面積が床面積の2分の1を超え3分の2以下のとき、使用料の額の3分の2の額とする規定を加える。(別表)

◇施行期日

令和5年4月1日(経過措置の規定あり)

議案第46号 宮崎市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について

【人事課】

◇提案理由

職員の定年引上げに伴い、職員の降給に関し必要な事項を定めるため。

◇主な内容

1 当分の間、職員の定年引上げに伴う給与に関する措置(※)による降給は、地方公務員法第27条第2項に規定する降給とする。(附則第4項)

※ 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日以後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の等級及び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額とする措置。

2 当該措置の対象となる職員には、給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。(附則第5項)

◇施行期日

令和5年4月1日

議案第47号 宮崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
改正について 【人事課】

◇提案理由

農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員に支給する報酬として、新たに実績に応じた報酬を設けるため。

◇主な内容

農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じて、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の報酬の財源として国から交付金が交付されたときは、別表に定める月額報酬とは別に、年額310,000円を超えない範囲内で市長が定める額を支給することができる。（別表）

◇施行期日

令和5年4月1日

議案第48号 宮崎市職員の退職手当に関する条例等の一部改正について

【人事課、上下水道局 管理部 総務課】

◇提案理由

国家公務員の退職手当の取扱いに準じ、本市非常勤職員の退職手当の支給要件を緩和する等のため。

◇主な内容

会計年度任用職員（フルタイム）の退職手当の支給要件について、1月間の要勤務日数（市の休日を除く。）が20日に満たない場合の当該日数を「18日」から「18日から20日と1月間の要勤務日数の差に相当する日数を減じた日数」に緩和する。（第1条から第3条まで）

◇施行期日

令和5年4月1日（経過措置の規定あり）

議案第49号 宮崎市田野育英奨学基金条例の一部改正について 【教育委員会 学校教育課】

◇提案理由

基金の額を減額するため。

◇主な内容

田野育英奨学基金の額を「83,092,000円」から「83,042,000円」に減額する。(第2条)

◇施行期日

公布の日

議案第50号 宮崎市まち・ひと・しごと創生基金条例の制定について

【財政課】

◇提案理由

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する費用に充てることを目的として、新たに基金を設置するため。

◇主な内容

1 積立て(第2条)

基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

2 管理(第3条)

- ・ 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
- ・ 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

3 運用益金の処理(第4条)

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

4 処分(第6条)

市長は、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する費用に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

◇施行期日

公布の日

◇提案理由

みやざき再生支援特別貸付利子補給事業に要する経費の財源に充てることを目的として、新たに基金を設置するため。

◇主な内容

1 積立て（第2条）

基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

2 管理（第3条）

- ・ 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
- ・ 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

3 運用益金の処理（第4条）

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

4 処分（第6条）

市長は、みやざき再生支援特別貸付利子補給事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

◇施行期日

公布の日

◇提案理由

民間端末機を利用して住民票の写し等を交付する際の交付手数料の減額を行う等のため。

◇主な内容

1 手数料の特例（第1条及び第3条）

令和6年3月31日までの間、個人番号カード又は住民基本台帳カードを使用して民間端末機（コンビニエンスストア等のマルチコピー機）により、住民票の写し、戸籍全部（個人）事項証明書、印鑑登録証明書等を交付する場合の手数を100円とする。

2 移動端末設備（第2条及び第4条）

民間端末機及び利用者操作用端末機から住民票の写し、戸籍全部（個人）事項証明書、印鑑登録証明書等を交付する際の方法に、利用者証明用電子証明書が記録された移動端末設備（スマートフォン）を追加する。

◇施行期日

令和5年4月1日（2の規定は、規則で定める日）

◇提案理由

建築基準法の改正に伴い、手数料の新設を行う等のため。

◇主な内容

建築基準法の改正に伴い、次の手数料を新設する。（別表の31）

手数料の名称	金額（1件につき）
建築物の床面積の特例認定申請手数料	27,000円
高度地区における建築物の高さの特例許可申請手数料	160,000円

◇施行期日

令和5年4月1日

◇提案理由

本市にひなた中学校を設置するため。

◇主な内容

第2条第2号の表に名称及び位置を規定する。

名称	位置
宮崎市立ひなた中学校	宮崎市旭1丁目4番1号

◇施行期日

令和6年4月1日

◇提案理由

倉岡幼稚園の用途廃止を行うため。

◇主な内容

第2条の表に規定している宮崎市立倉岡幼稚園の名称及び位置を削除する。

◇施行期日

令和5年4月1日

議案第56号 宮崎市公民館条例の一部改正について

【教育委員会 生涯学習課】

◇提案理由

公民館の大集会室の使用料について、新たな算定区分を設けるため。

◇主な内容

公民館の大集会室の使用料について、使用面積が床面積の2分の1を超え3分の2以下のとき、使用料の額の3分の2の額とする規定を加える。（別表第3）

◇施行期日

令和5年4月1日（経過措置の規定あり）

議案第57号 宮崎市コミュニティセンター条例の一部改正について

【教育委員会 生涯学習課】

◇提案理由

東大宮地区コミュニティセンターの大集会室の使用料について、新たな算定区分を設けるため。

◇主な内容

東大宮地区コミュニティセンターの大集会室の使用料について、使用面積が床面積の2分の1を超え3分の2以下のとき、使用料の額の3分の2の額とする規定を加える。（別表）

◇施行期日

令和5年4月1日（経過措置の規定あり）

議案第58号 宮崎市佐土原総合文化センター条例の一部改正について

【教育委員会 生涯学習課】

◇提案理由

佐土原交流プラザの活動室等の使用料について、新たな算定区分を設けるため。

◇主な内容

佐土原交流プラザの活動室（小ホール）、研修室及び和室の使用料について、使用面積が床面積の2分の1を超え3分の2以下のとき、使用料の額の3分の2の額とする規定を加える。（別表第2）

◇施行期日

令和5年4月1日（経過措置の規定あり）

◇提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に係る本市の独自基準を明確にするため。

◇主な内容

1 放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準

(1) 宮崎市の独自基準

ア 非常災害対策（第3条後段）

非常災害の定義について、「火災のほか、施設の立地環境に応じ、豪雨、洪水、地震、津波その他の異常な自然現象等による非常災害」として、具体的な災害の種類等を例示する。

イ 放課後児童支援員（第4条）

放課後児童支援員の要件について、「研修を修了したもの」に「放課後児童健全育成事業に従事することとなった日から2年を経過する日の属する年度の末日までに当該研修を修了することを予定している者」を加え、要件を緩和する。

(2) その他の基準等（第3条前段）

(1)に定めるもののほか、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（以下「省令」という。）の定めるところによる。

(3) 引き続き放課後児童支援員として従事する者に対する経過措置（附則第3項）

引き続き放課後児童支援員として従事する者の研修を修了する期限は、令和7年3月31日までとする。

2 検討（附則第4項）

省令その他この条例に関連する法令の規定が改正されたときは、速やかに、この条例の改正の要否を検討し、必要があると認めるときは、所要の見直しを行うものとする。

◇施行期日

令和5年4月1日（経過措置の規定あり）

◇提案理由

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、
所要の改正を行うため。

◇主な内容

1 懲戒に係る権限の濫用禁止の規定の削除（第1条）

児童福祉法における懲戒権の規定が削除されたため、懲戒に係る権限の濫用禁止の規定
を削除する。

2 インクルーシブ保育の規定及び業務継続計画の策定等（第2条）

- (1) 幼保連携型認定こども園において、保育に支障がない場合、その職員及び設備を
他の社会福祉施設の職員及び設備に兼ねることを可能とする。
- (2) 幼保連携型認定こども園において、感染症や非常災害の発生時のための業務継続
計画の策定等を努力義務とする。

◇施行期日

公布の日（2の規定は、令和5年4月1日）

◇提案理由

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する基準の改正に伴い、
所要の改正を行うため。

◇主な内容

1 自動車を行う場合の所在の確認（第18条）

子どもの移動のために自動車を運行するときの所在確認及び通園を目的とした自動車に
原則として安全装置の装備を義務付ける。

2 看護師等の配置特例（附則第5項）

認定こども園の職員として保育士の資格を有する者については、当分の間、1人に限っ
て、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」とい
う。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認
定こども園については、子育てに関する知識及び経験を有する看護師等を配置し、かつ、
当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による
支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

◇施行期日

令和5年4月1日（経過措置の規定あり）

◇提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うため。

◇主な内容

1 懲戒権の削除関連（第3条）

児童福祉法における懲戒権の規定が削除されたことに関連して、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第13条が削除されたため、同条の引用部分を削る。

2 体罰等の禁止（第4条）

家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、利用乳幼児の福祉のために必要な措置を講ずるときは、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならない、かつ、体罰その他の利用乳幼児の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。

◇施行期日

公布の日

議案第63号 宮崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正について 【保育幼稚園課】

◇提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うため。

◇主な内容

1 懲戒権の削除関連（第3条）

児童福祉法における懲戒権の規定が削除されたことに関連して特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第26条が削除されたため、同条を引用している第3条後段を削る。

2 体罰等の禁止（第4条）

特定教育・保育施設等の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を講ずるときは、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならず、かつ、体罰その他の教育・保育給付認定子どもの心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。

◇施行期日

公布の日

議案第64号 宮崎市子ども・子育て会議条例の一部改正について 【子育て支援課】

◇提案理由

子ども・子育て支援法の改正に伴い、所要の改正を行うため。

◇主な内容

子ども・子育て支援法の改正に伴い、関係条文の条ずれの改正を行う。（第1条）

◇施行期日

令和5年4月1日

◇提案理由

敬老祝金の受給資格及び額を変更するため。

◇主な内容

敬老祝金の受給資格及び金額を次のとおり改める。(第2条、第3条)

	受給資格	金額	
改正前	9月15日現在における年齢が 80歳又は88歳の者	80歳の者	10,000円
		88歳の者	20,000円
改正後	9月15日現在における年齢が 88歳の者		10,000円

◇施行期日

令和5年4月1日

◇提案理由

内海やっこ荘を指定管理者による管理から直営とするため。

◇主な内容

指定管理者による管理に関する規定を削除する。(第5条から第8条まで)

◇施行期日

公布の日

議案第67号 宮崎市総合発達支援センター条例の一部改正について

【親子保健課】

◇提案理由

児童福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、所要の改正を行うため。

◇主な内容

引用している法律の所管の変更に伴い、現行の「厚生労働大臣」の文言を改める。（第11条）

◇施行期日

令和5年4月1日（経過措置の規定あり）

議案第68号 宮崎市自転車駐車場の附置に関する条例の廃止について

【地域安全課】

◇提案理由

指定区域内における施設を対象とした自転車駐車場の附置義務制度を廃止するため。

◇主な内容

指定区域内における施設を対象とした自転車駐車場の附置義務制度を廃止するため、条例を廃止するもの。

◇施行期日

令和5年4月1日（経過措置の規定あり）

議案第69号 宮崎市国民健康保険条例の一部改正について

【国保年金課】

◇提案理由

健康保険法施行令等の改正に準じ、本市国民健康保険の被保険者に支給する出産育児一時金の額の改定を行うため。

◇主な内容

令和5年4月1日以後の出産に係る出産育児一時金の額を「408,000円」から「488,000円」に増額する。（第4条）

◇施行期日

令和5年4月1日（経過措置の規定あり）

◇提案理由

清武体育館の本館競技場の使用料について、新たな算定区分を設けるため。

◇主な内容

清武体育館の本館競技場の使用料について、使用面積が床面積の2分の1を超え3分の2以下のとき、使用料の額の5分の4の額とする規定を加える。（別表第7）

◇施行期日

令和5年4月1日（経過措置の規定あり）

◇提案理由

西部地区農村環境改善センターの多目的ホールの使用料について、新たな算定区分を設けるため。

◇主な内容

西部地区農村環境改善センターの多目的ホールの使用料について、使用面積が床面積の2分の1を超え3分の2以下のとき、使用料の額の3分の2の額とする規定を加える。（別表第1）

◇施行期日

令和5年4月1日（経過措置の規定あり）

◇提案理由

生目の杜運動公園のはんぴドームのアリーナの使用料について、新たな算定区分を設けるため。

◇主な内容

生目の杜運動公園のはんぴドームのアリーナの使用料について、使用面積が床面積の2分の1を超え3分の2以下のとき、使用料の額の3分の2の額とする規定を加える。（別表第6）

◇施行期日

令和5年4月1日（経過措置の規定あり）

議案第73号 宮崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の廃止について

【都市計画課】

◇提案理由

駐車場整備地区等における建築物を対象とした駐車施設の附置義務制度を廃止するため。

◇主な内容

駐車場整備地区等における建築物を対象とした駐車施設の附置義務制度を廃止するため、条例を廃止するもの。

◇施行期日

令和5年4月1日（経過措置の規定あり）

議案第74号 宮崎市水道事業給水条例の一部改正について 【上下水道局 管理部 料金課】

◇提案理由

水道料金の徴収の方法について、管理者が定めることとするため。

◇主な内容

水道料金の徴収の方法については、管理者が別に定めるものとする。（第28条）

◇施行期日

令和5年4月1日

4 報告の概要

和解及び損害賠償の額を定めることに係る専決処分（公用車運転中の事故等）

報告第1号～報告第8号 専決処分の報告について

【報告第1号】	【農業振興課】
《事故の概要》	市の軽自動車と借受人の運転する相手方の軽自動車が接触し、双方の車両破損が生じた。
《事故発生日》	令和4年8月10日
《事故の場所》	宮崎市大字跡江字仲西3505番1
《損害賠償額》	車両損害に係る賠償 86,622円（市が相手方に対して）
《過失の割合》	市70%、相手方30%
【報告第2号】	【消防局 警防課】
《事故の概要》	甲が所有し、乙が管理する駐車場に市の消防自動車を駐車していたところ、車両の重みにより、アスファルト舗装の一部に破損が生じた。
《事故発生日》	令和4年5月13日
《事故の場所》	宮崎市大塚町原ノ前1625番1
《損害賠償額》	損害に係る賠償 196,394円（市が乙に対して）
《過失の割合》	市100%
【報告第3号】	【消防局 警防課】
《事故の概要》	市の救急自動車が相手方のカーポートに接触し、カーポートの一部が破損した。
《事故発生日》	令和4年7月23日
《事故の場所》	宮崎市大塚町八所3597番地1
《損害賠償額》	損害に係る賠償 55,000円（市が相手方に対して）
《過失の割合》	市100%
【報告第4号】	【スポーツランド推進課】
《事故の概要》	体育館のピロティ部分の天井から、劣化により落下したコンクリート片が駐車中の相手方の軽自動車に当たり、相手方の車両破損が生じた。
《事故発生日》	令和4年11月20日
《事故の場所》	宮崎市清武町西新町5番地1 宮崎市清武体育館駐車場内
《損害賠償額》	車両損害に係る賠償 76,527円（市が相手方に対して）
《過失の割合》	市100%
【報告第5号】	【道路維持課】
《事故の概要》	強風のため折れた木の枝が相手方の倉庫の屋根に当たり、屋根の一部が破損した。
《事故発生日》	令和4年9月18日頃
《事故の場所》	宮崎市本郷2丁目16番3号
《損害賠償額》	損害に係る賠償 190,916円（市が相手方に対して）
《過失の割合》	市100%

【報告第6号】	【建築住宅課】
<p>《事故の概要》 市営住宅屋上の配管架台から、劣化したモルタルの一部が強風により飛ばされて駐車中の相手方の普通自動車に当たり、相手方の車両破損が生じた。</p>	
<p>《事故発生日》 令和4年9月18日頃</p>	
<p>《事故の場所》 宮崎市大字本郷南方4563番地1 宮崎市営住宅国富が丘団地内</p>	
<p>《損害賠償額》 車両損害に係る賠償 86,807円（市が相手方に対して）</p>	
<p>《過失の割合》 市100%</p>	
【報告第7号】	【市街地整備課】
<p>《事故の概要》 強風により飛ばされた市の看板が駐車中の相手方の軽自動車に当たり、相手方の車両破損が生じた。</p>	
<p>《事故発生日》 令和4年9月18日頃</p>	
<p>《事故の場所》 宮崎市清武町船引633番地1</p>	
<p>《損害賠償額》 車両損害に係る賠償 65,692円（市が相手方に対して）</p>	
<p>《過失の割合》 市100%</p>	
【報告第8号】	【市街地整備課】
<p>《事実の概要》 相手方の建物について、市の職員が誤った住居番号を通知したため、相手方が不動産の登記の更正手続等を行うことを要し、相手方に当該手続等に要した費用に相当する額の損害及び休業損害が生じた。</p>	
<p>《損害賠償額》 損害に係る賠償 84,615円（市が相手方に対して）</p>	
<p>《過失の割合》 市100%</p>	